

八代市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による「旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例制定の請求」を令和7年1月9日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を告示する。

令和7年1月9日

八代市長 中村 博生



1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住 所 八代市郡築三番町57-2

氏 名 磯田 毅

住 所 八代市坂本町坂本755

氏 名 松岡 明

2 請求の要旨

八代市厚生会館は1962年、世界的に著名な建築家の芦原義信氏（故人）の設計で、八代市の中心市街地に建設されました。ホールの音響は全国屈指のレベルとして国内外の演奏家らに高く評価される一方、市民が身近に使えるホールとしても利用されてきました。また、大規模な改修工事（1992年）と耐震改修工事（2009年）はすでに終わっています。

2019年、本館西側にあった別館を解体して「お祭りでんでん館」を建設する事業に伴い一時休館となった後、八代市は2021年春、本館のホールを再開しないことを公表しました。さらに2023年7月、厚生会館を閉館としました。市は閉館の理由として、建物・設備の老朽化と、改修費が約20億円かかることなどを挙げました。

一方、「ホールを再開しない」という発表を受けて、市民から「ホールを再開してほしい」「使わせてほしい」という声が上がりました。市民団体「八代市厚生会館の

ホール再開を求める会」が設立され、再開を求める市民一万筆以上の署名を市に提出するなど活動を続けています。

市議会においては、厚生会館の在り方について激しい議論が続いています。厚生会館条例廃止（閉館）の採決では「廃止賛成」が多数となったものの、議論の中では、廃止に賛成した議員たちからも市執行部に対して「市民への丁寧な説明が必要」という指摘が相次ぎました。しかし、市が再開を求める市民らに広く必要十分な説明を行ったとは言いがたく、理解を得たとは言えない状態が続いています。

なお、八代市が2020年から約1年間、厚生会館など市内4ホールのあり方を議論した「八代市文化ホール等あり方検討会」の最終報告書は、厚生会館について「閉館」「解体」といった提案はなく、利活用を含めて市側に判断を委ねた内容でした。また、同検討会の過程で実施された住民アンケートでは、厚生会館の存続を問う質問はありませんでした。

このように、厚生会館をどうするかについては、市執行部と市民との間で乖離があり、また市民の意思（民意）がどこにあるのかは必ずしも明確ではありません。解体するにしても利活用するにしても、後世に厚生会館を巡る政策決定の説明責任を果たすためには、民意がはっきりと示されることが必要です。つきましては、憲法及び地方自治法が保障する市民の意思表示の手段として住民投票を実施することを求め、条例制定を直接請求します。